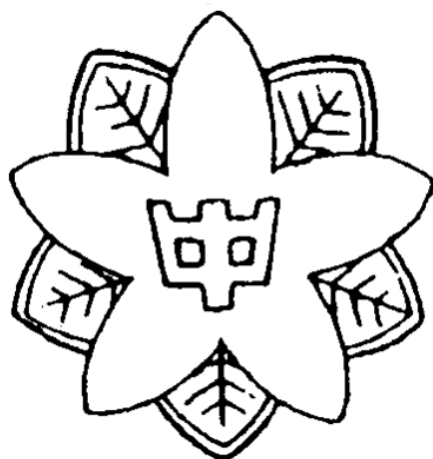


いじめ防止基本方針



唐津市立巖木中学校

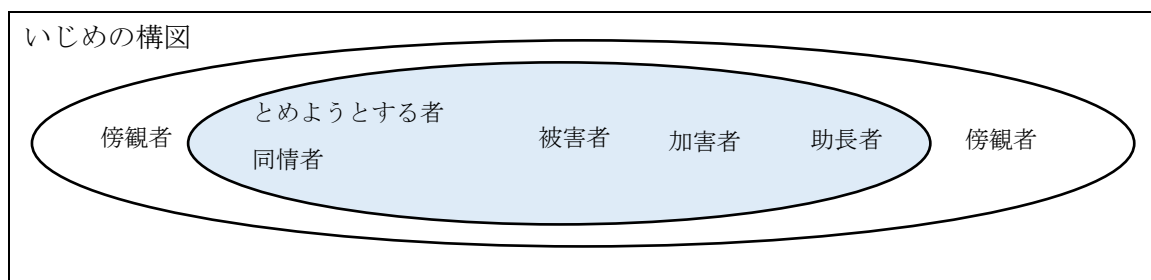
平成 26 年 4 月策定

令和元年 7 月改定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは、すべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級にでも起こりうるものであって、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうる。」ものであることを認識し、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、いじめを予防し、排除する必要がある。このような基本的認識に立ち、本校いじめ防止基本方針を策定した。



いじめ防止のための学校の基本姿勢として

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気の醸成に努める。
- ② 生徒一人一人の自己肯定感・有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のためのさまざまな手立てを講じる。
- ④ いじめの早期解決のために当該生徒（いじめを受けたとみられる生徒、いじめ通報者）の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種専門機関や関係機関と協力して指導にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組むとともに、教師一人一人が、生徒主体の「わかった、できた」達成感・成就感を味わえる授業づくりに努める。このことを通して、生徒に自己肯定感・有用感などの自尊感情を育てよう全職員で取り組む。

また、道徳や学級活動を中心とし、教育活動全体を通して「命の大切さ」、「いじめは許されないこと」が生徒の心に届くような指導を工夫・実施する。その際、「見て見ぬふり」や「知らん顔」も傍観者としていじめへの加担となることを指導する。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気の醸成に努める。

① 体験学習の実施

- ・ ふるさと探訪（１年生）
郷土巖木のよさを再発見する学習を行う中で仲間意識を醸成する。
- ・ 体験研修（２年生）
社会的体験学習を通して自他の「よさ」を理解し、互いに尊重する態度を養う。
- ・ 修学旅行（３年生）
仲間と２泊３日の旅行を行い、仲間の「よさ」を認識して絆を一層深める。

② ふれあい道德、人権教室、命の講演会等、心の教育の計画的な推進

(2) 生徒一人一人の自己肯定感・有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

- ・ 生徒が主体となり、自ら課題を発見し、自ら解決し、相互に意見を交流しあえる学習過程の工夫
- ・ 学校生活における課題を生徒が自ら発見し、解決に向けて取り組む生徒会活動の充実
- ・ 生徒の自発的・自主的運営による委員会活動（専門部会活動）の充実と教師による評価活動

② 表現力・発言力を高める教育活動

年間を通して式典、全校集会、体育大会、文化発表会等を通して自分の考えを発表する機会を設定。

③ 感受性や人とつながる喜びを味わう体験学習

- ・ 「褒め言葉のシャワー」など、自他のよさを発見し認め合う学習活動
- ・ 幼・保・小学校との連携を通した思いやりの気持ちの育成
- ・ ソーシャルスキルトレーニングや構成的エンカウンターなど、ソーシャルスキルや感性を高める体験学習活動

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手立て

- ① 「いじめは、どの学校・どの学級にでも起こりうるものであって、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうる。」という基本認識に立ち、すべての教職員が生徒の日常的な観察を行い、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけるよう日々努める。
- ② 些細な変化でも感じられた場合は、学年会や生徒指導部、また、生徒指導協議会等で情報を共有し、全職員で見守りを行う。必要に応じて教育相談を行う。
- ③ 「学校生活に関するアンケート」を毎月はじめに実施し、実態の把握に努めるとともに、生徒に「いじめは許されない」とした雰囲気の醸成に努める。この場合、アンケート結果を担当→生徒指導部(主事)→管理職に報告し、いじめの存在、学校生活

の悩み等の実情を学校全体で共有する。

- ④ 教育相談週間や随時の教育相談を実施し、生徒の心理状態の把握に努める。

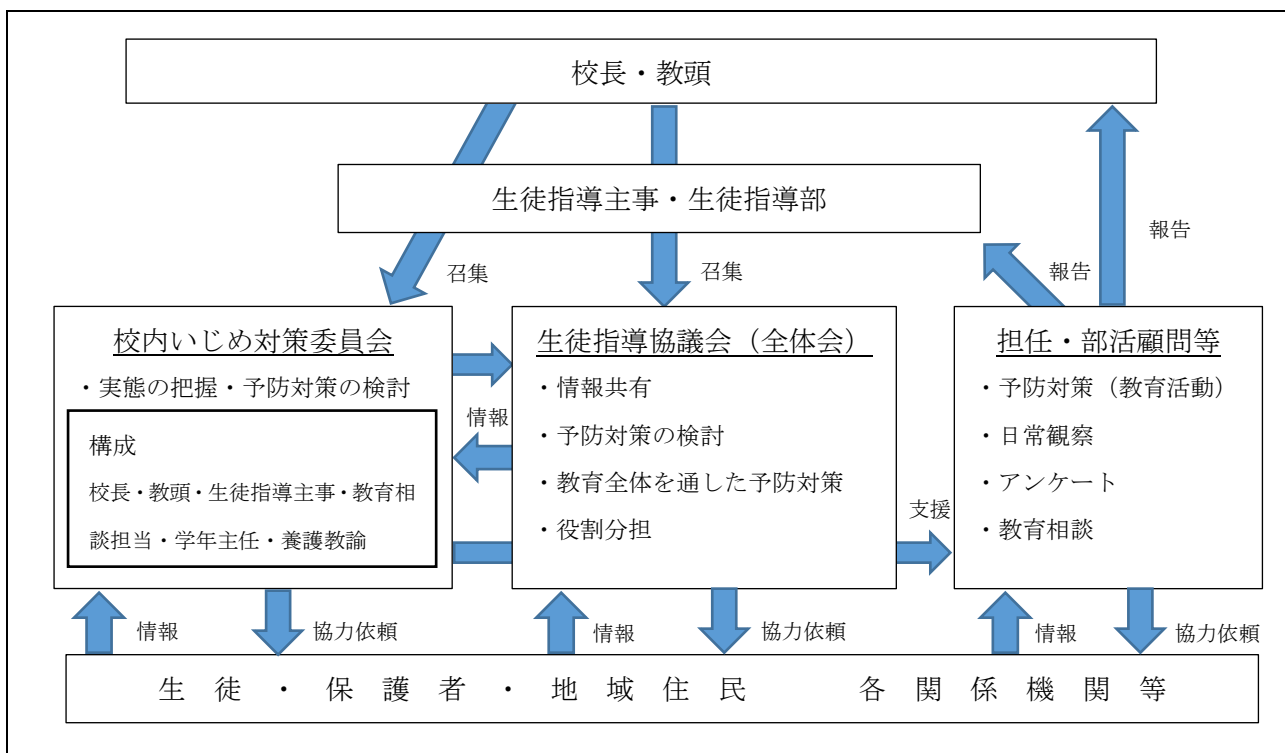
(2) いじめの早期解決のための手立て

- ① いじめを覚知した場合、覚知者や学級担任だけで抱え込むことなく、生徒指導部に相談し、校長・教頭に報告する。この場合、直ちに校内いじめ対策委員会を開催して今後の対応を協議する。
- ② 校内いじめ対策委員会（以下校内委員会という）の方針を全職員に周知し、役割を的確に分担しながら生徒や関係者への聞き取りを行うなど、情報収集を行って事実の確認作業を確実に行う。
- ③ 校内委員会は、収集した事実関係のすりあわせを行った上で、いじめ認知、非認知を決定し、問題解決のための方策を検討する。その際、いじめを受けた生徒（いじめ通報者）の安全確保を最優先とし、いじめを行った者に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ④ 校内委員会で協議した問題解決の方策について全職員に周知し、全職員で解決にあたる。特にいじめを受けた生徒のケアのために養護教諭、必要であればスクールカウンセラーとも連携しながら心のケアを行う。
- ⑤ 校内だけでの対応が困難な場合は、外部委員を交えた拡大対策委員会を招集し、地域の力を生かして問題解決を図る。
- ⑥ 重大事態（死亡やいじめが原因による長期の不登校）発生の場合、市教育委員会に報告して市いじめ対策委員会に検討をゆだねるとともに、警察、法務局、青少年支援センター等の関係機関に報告し、協力を得て問題解決にあたる。

(3) 家庭との連携

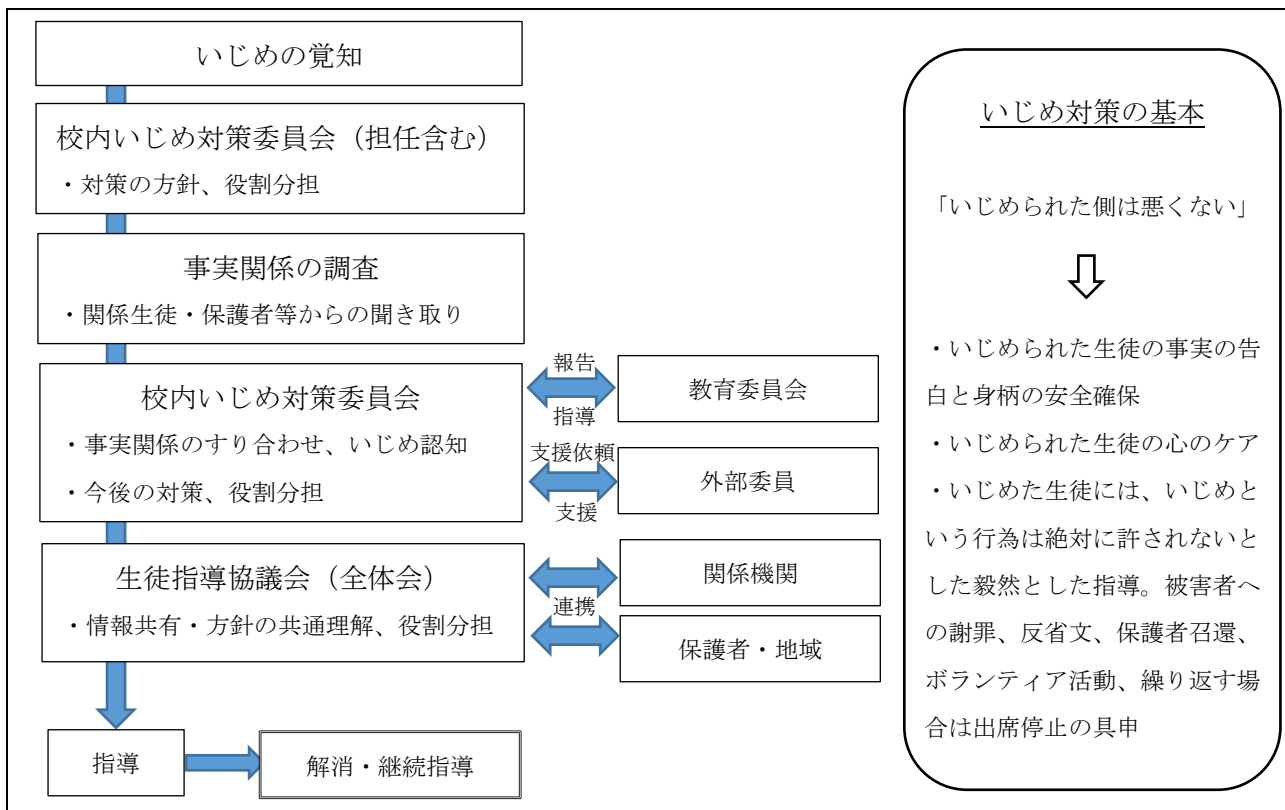
- ① いじめ問題が発生した場合には、家庭（保護者）との連絡を通常より密に行い、情報の共有に努めるとともに、保護者の協力を得て解決を図る。
- ② いじめられた生徒が保護者や教職員にも話すことが困難な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、「いのちの電話」「SOSミニレター」利用を促すなど、外部の相談窓口を紹介する。

いじめ防止体制（平常時）



※ 校内いじめ対策委員会は、校内における実態を把握し、いじめ対応基本計画の策定・改訂やいじめ防止対策の検討を行う。また、外部機関や保護者等との窓口となり、協力体制の構築に努める。

いじめ防止体制（いじめ発生時）



いじめ防止体制（重大事態発生時）

重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。または、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（いじめ防止対策推進法第 28 条）であり、「いじめにより自死を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」「身の安全を確保するため、また、甚大な精神的ダメージのため 1 ヶ月を超える長期の不登校を余儀なくされた場合」を言う。

（国いじめ対策基本方針より）

